

金属労協政策レポート



号外 2013.3.19

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/JCM） 編集兼発行人 若松 英幸
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.jcmetal.jp>

金属労協「地方における政策・制度課題2013」

2013年3月13日 金属労協

目 次

はじめに	1
具体的な取り組み課題	3
1. 安全と環境を追求した地域・職場づくり	3
2. 地域における製造業の拠点の維持・強化	7
3. 地元企業での人材確保	10
4. 工業高校などものづくり教育の充実	12
5. TPP参加の必要性の浸透	16
6. 外国人労働者の生活の安定の確保	19
7. 仕事と家庭の両立支援の拡充	20

はじめに

1ドル=80円前後という超円高は、製造業のみならず、わが国経済全体に大きな打撃を与えました。それ以前は、製造業の国内回帰の動きもありましたが、超円高に加えて、東日本大震災、電力供給不足、デフレ、欧州経済危機などが相まって、生産拠点の海外移転が加速し、地域では工場閉鎖が相次ぐこととなりました。研究開発拠点やマザー工場が海外に流出する動きも出てきており、国内製造業とその雇用は、重大な危機に立たされてきました。

超円高はようやく収束の兆しを見せています。これをきっかけに、社会インフラや環境、エネルギー、医療・介護、航空宇宙などといった金属産業のフロンティアを開拓し、高付加価値分野における比較優位を確保し、また現場の地道な努力を積み重ねてさらに高品質の製品を供給して世界市場を生き抜いていかななくてはなりません。そのためには、製造業の国内事業環境を整備することが重要であり、デフレ・円高からの脱却、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉への早期参加などの国としての政策はもとより、地方自治体での取り組みも不可欠となっています。

金属労協は従来より、

*** 民間産業に働く者の観点**

*** わが国の基幹産業たるものづくり産業に働く者の観点**

*** なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点**

から、リーマンショック後の雇用対策、省エネ製品への買い替え促進、量的金融緩和政策、国の事業仕分け、外国人研修・技能実習制度の改善、TPPへの参加など、政策・制度課題の実現に取り組んできました。

2012年4月には、「2012～2013年政策・制度課題」を策定しましたが、金属労協は引き続き「民間・ものづくり・金属」の立場から、

I. ものづくりを支えるマクロ環境整備

II. 環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策

III. ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備

IV. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

を4本柱とし、具体的な課題解決に向け活動を展開し、製造業を中核に据えたわが国経済の再建と、良質な雇用の維持・確保に寄与していきます。

地方では、地方ごとの事情を反映した産別としての政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度課題に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合金属部門連絡会など都道府県の金属組織とが連携を図り、地方連合を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。

各地方において、政策・制度に関する議論を進める中で、これらの項目についても検討し、地方の実情に照らし、取り組みが有効と考えられる場合には、「民間・ものづくり・金属」の観点から、地方連合に対して働きかけを行い、連合内の他の労働組合と意見交換・情報交換を深め、また組織内地方議員と連携し、地方自治体や政党に対する要請活動を行い、さらに地元産業界やその他関連組織に対し理解促進活動を行うなど、実現に向けた活動を展開していくこととします。

具体的な取り組み課題

1. 安全と環境を追求した地域・職場づくり

<地方自治体に働きかけること>

①地域の社会資本について、耐震化、津波対策を急ぐとともに、老朽化に関する総点検を実施するよう要請していく。建設後の年数、維持管理の状況、その費用、将来的な補修・改良・更新の必要性、その計画と財政見通しなどに関して情報提供を求め、補修の強化と、老朽化の進んでいる社会資本の長寿命化対策、ストック活用型更新などを提案する。

労働組合としても、組合員の目で不安を感じる社会資本について、地方自治体に対し、積極的に情報提供を行っていく。（補強）

②国の助成措置なども十分に活用しつつ、

* 公共施設や事業所、家庭における、太陽光など再生可能エネルギー発電施設の設置促進。

* 電力・ガス事業者に対するスマートメーター早期据付の要請。

* 公共施設の照明、都道府県道、市町村道などの街路灯、信号機などのLED化。

などを地方自治体として取り組んでいくよう要請する。（継続）

③地域独自の取り組みにより、コンパクトで地道な「スマートコミュニティ」構築の取り組みを推進するよう要請する。その際には、国の個別の助成措置などを集中的に活用するよう提案する。（継続）

<金属の労働組合として行うこと>

①事業所内のすべての建物、建物付属設備（電気設備、給排水・ガス設備、昇降機など）、構築物（電力施設、水道施設など）、機械および装置などについて、改めて老朽化に関する総点検を実施し、必要な場合には速やかに補修を行うよう、地元産業界や企業に要請する。（新規）

②事業所内における電力ロスを最小限にするため、電線太径化、ダブル配線化などの検討を進めるよう、地元産業界や企業に要請する。（新規）

背景説明

（社会資本の老朽化）

多くの死傷者を出した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（2012年12月）は、社会に衝撃を与えました。しかしながら、社会資本の老朽化が進み、その維持が十分にできていないことについては、以前から指摘されてきたことであり、金属労協でも「2008～2009年政策・制度要求」以来、公共事業関係予算を補修の強化、長寿命化対策、ストック活用型更新を中心にしていこう主張してきま

した。

文部科学省のデータによれば、非木造の学校施設約1億5千万平方メートルのうち、改修が必要な老朽施設は約1億平方メートルに達しています。2011年には、外壁・窓枠の落下など安全面での不具合が約1万4千件、雨漏りや設備機器・配管の破損など機能面での不具合が約3万件発生しています。

総務省は2012年3月、公共施設は30年で大規模改修、60年で立て替え、道路は15年で舗装部

分の打ち替え、橋梁は60年で架け替え、上水道管は40年で更新、下水道管は50年で更新、を前提とすると、市区町村における将来の更新費用が、1人・1年あたり6万4千円に達するとの見込みを発表しました。これは、過去5年間平均の更新額、新規整備額、用地取得額の合計の1.13倍に相当します。

また国土交通省が2012年12月～2013年1月に行ったアンケート調査によると、都道府県の41.5%、政令市の42.9%、その他市区町村の69.5%で、管理している公共構造物・公共施設について、中長期的に必要な維持管理・更新費を把握していません。

社会資本の傷みを放置し、使用できなくなってしまうのは元も子もありませんし、多数の人命にも関わることになります。新規の社会資本の建設よりも、維持管理、補修、改修を主体とした社会資本整備に全力をあげていく必要に迫られています。

なお地方では、東京都道路整備保全公社の「ブリッジサポーター」、岐阜県の「社会基盤メンテナンスサポーター」、長崎大学の「道守（みちもり）補助員」など、橋や道路などをはじめとする社会資本の安全点検を、講習を受けて登録した市民が行う仕組みが広がってきています。

ストック活用型更新：老朽化した社会資本を建て替えるのではなく、できるだけ少ないコストで改修し、新しい設備と同等の効果を得るようにすること。（社会資本版ビフォーアフター）

（スマートコミュニティ）

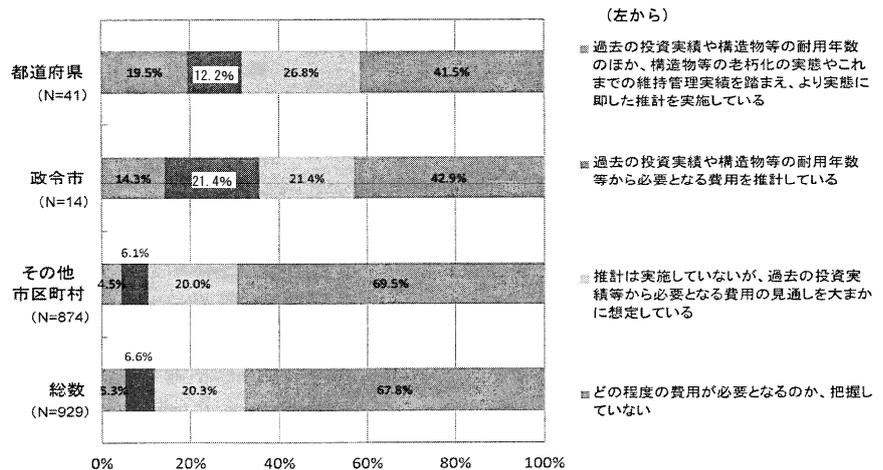
スマートコミュニティとは、ある地域において、

- * 低炭素エネルギーや再生可能エネルギーの活用。
- * スマートグリッド（次世代電力網）や蓄電池などの整備。
- * 電気エネルギーと熱エネルギーをネットワーク化してITで制御。
- * 次世代交通システムの導入。

などを進めることによって、エネルギー利用の最適化を図ろうとするものです。

横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市の4箇所が、「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定され、家庭やビル、商業施設、地域企業の参加の下、大規模な省エネ・CO₂削減目標の設定、再生可能エネルギーの導入、エネルギーマネジメントシステムの確立、次世代自動車や鉄道を活用した交通システムの利用、ライフスタイルの革新などを通じて、2014年度までの期間、スマ

図表1 国土交通省の地方自治体に対するアンケート調査結果



資料出所：国土交通省「地方自治体に対するアンケート調査結果」
2012年12月～2013年1月実施

ートコミュニティの構築を進めていくことになっています。

このような大規模な取り組みは、モデル事業として重要ではありますが、従来からの市街地では困難な場合もあり、また多額の費用を要することから、地域の実情にあったコンパクトなスマートコミュニティを、地道に形成していくことも有効と言えます。国の個別の助成措置を積極的に活用し、公共施設や事業所、家庭における再生可能エネルギー発電施設の設置、電力・ガスのスマートメーターの早期据付、街路灯のLED化、次世代自動車の普及などを一步一步進めていくことにより、既存市街地のスマートコミュニティ化を推進していくことが重要です。

図表2 スマートコミュニティ推進に役立つと思われる国の予算の例（2013年度予算案・環境省関係のみ）

<省エネ>

グリーンビルディング普及促進に向けたCO₂削減評価基盤整備事業
 小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業
 先進対策の効率的実施によるCO₂排出量大幅削減事業
 特殊自動車における低炭素化促進事業
 家庭エコ診断推進基盤整備事業
 各家庭のライフスタイルに合わせた需要サイドの低炭素化サポートシステム普及促進実証事業
 地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業
 CO₂削減ポテンシャル診断・対策提案事業
 省エネ型ノンフロン整備促進事業
 家庭・事業者向けエコリース促進事業

<再生可能エネルギー>

風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
 地熱開発加速化支援・基盤整備事業
 温泉エネルギー活用加速化事業
 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業
 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業
 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業
 廃棄物発電の高度化支援事業
 再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）
 地域特性を考慮した再生可能エネルギー事業形成推進モデル事業

<リサイクル>

循環型社会形成推進交付金
 レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業
 総合的な2R（リデュース・リユース）戦略の展開を中心とした「質」に着目した循環資源の利用促進・高度化

<人材・教育>

環境教育強化総合対策事業
 持続可能な地域づくりを担う人材育成事業

<複合・その他>

地域低炭素投資促進ファンド創設事業
 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金
 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業
 住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業
 地方公共団体実行計画実施推進事業
 グリーン経済における情報開示基盤の整備・金融のグリーン化推進事業
 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業
 地方環境パートナーシップ推進費
 日本の自然を活かした地域活性化推進事業

(注)1. 詳細な中身、規模については、環境省ホームページを参照のこと。

2. 資料出所：環境省ホームページ

（工場の老朽化）

日本政策投資銀行のデータによれば、製造業の設備年齢は、2000年代半ばには横ばいとなっていたのが、リーマンショックののち上昇し、2010年には製造業平均で16年近くに達しています。

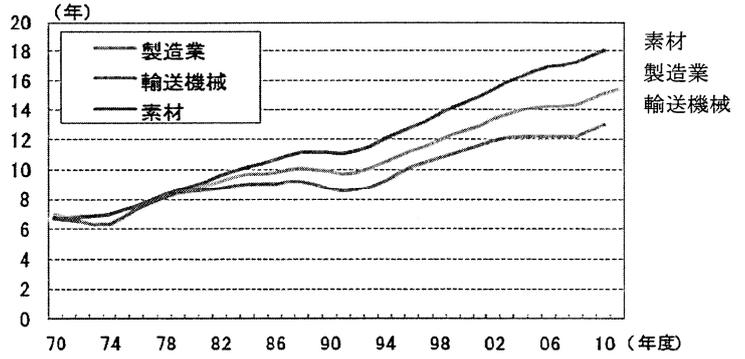
同じく日本政策投資銀行の調査では、2012年度計画の国内設備投資の動機として、製造業では「維持・補修」が24.9%で、1986年度の調査開始以来最高の比率となっています。とりわけ「素材型」の製造業では36.1%に達しています。

こうしたことから、事業所内の建物、建物付属設備、構築物、機械および装置の補修・更新の必要性は高まっているものと考えられます。鉱山、高圧ガス、石油コンビナート、LPガス、火薬類、電力、都市ガス、熱供給については、「産業保安」として経済産業省が保安を確保する責務を負っていますが、金属産業については個別の指導に止まっており、労働組合として産業界、企業に対し、つねに注意を喚起していく必要があります。

(電線太径化、ダブル配線化)

日本規格協会が2009年度にまとめた報告書によれば、工場やビルなど電力需要家の構内で使う低圧の電力ケーブルの通電ロス、日本の発電量の4%に相当しますが、導体を太径化することにより、ロスを半減することができると試算しています。これは、日本のCO₂排出量の0.7%に相当する水準です。電線をダブルで配線するのも、太径化と同じ効果を持ちます。現在、日本電線工業会で規格化したサイズの国際規格化が進められていますが、電力需要家側としても、積極的な検討を始めていくことが重要となっています。

図表3 製造業における設備年齢の推移



資料出所：内閣府資料より日本政策投資銀行が作成。

図表4 2012年度の国内設備投資の動機 (製造業)

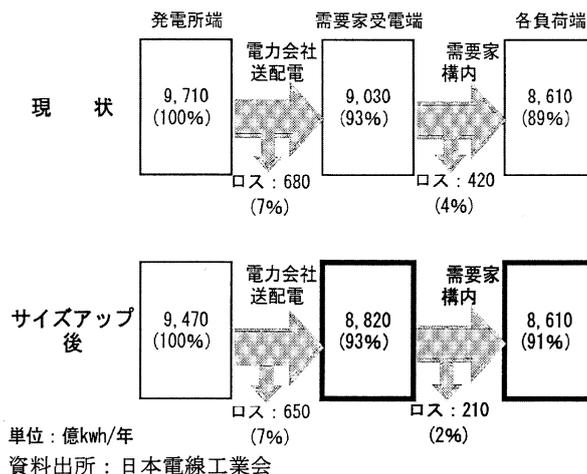
年度	能力増強	新製品・製品高度化	合理化・省力化	研究開発	維持・補修	その他
2003	29.3	17.8	12.7	8.7	18.1	13.4
2004	31.4	18.4	13.7	7.9	16.5	12.0
2005	33.6	18.1	12.6	7.4	16.8	11.5
2006	37.4	16.2	10.9	6.2	17.8	11.5
2007	42.8	12.3	10.0	6.2	16.6	12.1
2008	40.4	11.5	11.0	8.0	16.5	12.6
2009	31.6	15.7	12.1	7.8	21.2	11.6
2010	30.0	16.1	11.4	7.3	20.3	15.0
2011 実績	29.3	15.6	9.8	9.5	23.9	12.0
2012 計画	25.1	16.9	11.8	9.5	24.9	11.8

年度	能力増強	新製品・製品高度化	合理化・省力化	研究開発	維持・補修	その他
2003	25.6	9.0	15.3	6.8	30.8	12.6
2004	25.3	7.6	16.2	7.0	29.5	14.4
2005	28.1	6.9	16.4	5.2	27.3	16.1
2006	38.7	4.6	12.1	4.6	25.2	14.7
2007	43.0	3.5	12.5	3.4	22.1	15.5
2008	40.3	3.5	13.6	4.2	23.0	15.3
2009	32.3	3.6	15.6	4.9	29.0	14.6
2010	24.6	7.7	15.5	6.0	26.4	19.9
2011 実績	24.5	8.5	10.7	7.2	35.4	13.7
2012 計画	20.2	7.1	14.3	8.3	36.1	13.9

年度	能力増強	新製品・製品高度化	合理化・省力化	研究開発	維持・補修	その他
2003	30.8	22.4	11.6	9.9	12.1	13.2
2004	35.3	24.7	12.6	8.8	8.9	9.7
2005	37.3	25.6	10.1	9.2	9.5	8.4
2006	36.9	25.7	10.5	7.7	10.7	8.5
2007	42.5	20.4	8.2	8.7	11.4	8.9
2008	41.6	17.2	9.4	11.3	10.1	10.5
2009	31.9	25.8	9.5	10.5	12.8	9.5
2010	36.7	21.1	8.5	8.7	12.9	12.0
2011 実績	32.9	19.7	9.1	11.2	15.4	11.7
2012 計画	28.8	22.1	10.5	10.4	16.7	11.5

資料出所：日本政策投資銀行「2011・2012・2013年度設備投資計画調査」2012年6月実施

図表5 電線太径化の効果



2. 地域における製造業の拠点の維持・強化

<地方自治体に働きかけること>

- ①地方自治体が中小企業の海外展開の支援策を実施している場合、その施策が、地域雇用の維持・安定につながっているかどうか検証するよう要請する。(補強)
- ②地方自治体に対し、地元産業界などと協力しつつ、地元企業の中で、世界最先端の研究開発を行っている企業、固有技術を有している企業、製品・技術が人々の幸福に多大な貢献をしている企業、従業員を大事にしている企業、社会的に優れた仕事をしている企業、弱者のために貢献している企業などを、「感動できる会社」「地元で大切にしたい会社」として広くピックアップし、紹介していくよう提案する。(継続)
- ③中小企業の経営基盤を強化し、中小企業の保有する技術・技能を永続的に活用していくことが、地方における製造業の拠点の維持・強化と雇用の確保にとって不可欠である。このため、事業承継税制の改正なども踏まえ、中小企業の再編・統合の円滑化、同業他社や従業員への承継など、親族以外の者に対しても安心して事業の引き継ぎを行えるような政策パッケージを構築していくよう提案する。(補強)
- ④不安定な電力供給や電力料金の引き上げによる産業空洞化、雇用喪失を回避するため、地方自治体としても安定的かつ低廉な電力確保に全力を尽くすよう、要請していく。(補強)

<金属の労働組合として行うこと>

- ①1ドル=80円前後の超円高水準を脱し、ようやく円高是正が進みつつあるが、円高是正が地元製造業にとって決定的に重要であり、ひいては地元経済と雇用の安定にとっても不可欠であることについて、広く理解促進を図る。(新規)

②停止中の原子力発電所については、原子力エネルギーがベース電源として発電量の約3割を担ってきた現実と電力安定供給の重要性等を踏まえ、厳格で高度な安全基準の確立、必要な安全対策の早期実施・検証、地元自治体・住民の理解を前提に、政府が責任を持って再稼働の判断を行うことについて、労働組合として理解促進を図っていく。(補強)

背景説明

(中小企業の海外展開支援)

2013年1月に閣議決定された安倍内閣の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、「日本企業の海外展開支援」が盛り込まれており、日本企業による海外M&A支援などが打ち出されています。多くの地方自治体でも、中小企業の海外展開に対し支援が行われているものと思われませんが、輸出や海外との取引支援ばかりではなく、セミナーの開催やインターネットでの情報提供、コンサルティング、現地事務所の開設などにより、海外に生産拠点を設置する場合の支援を行っている場合があります。

成長を続ける海外市場の獲得は、日本の経済発展に不可欠であることは間違いありません。しかしながら、海外に生産拠点を移し、さらには研究開発拠点、生産技術の拠点すら海外に移転し、日本国内には何も残らないということになれば、日本経済の成長力が失われるだけでなく、その企業も国際競争を生き抜くことは困難となってしまいます。海外投資を支援する際には、その要件として国内・地域雇用を維持・創出するものであることが不可欠です。支援策が国内の地域雇用の維持・創出につながっているかどうか、効果を検証し、必要な場合には、改善を行っていく必要があります。

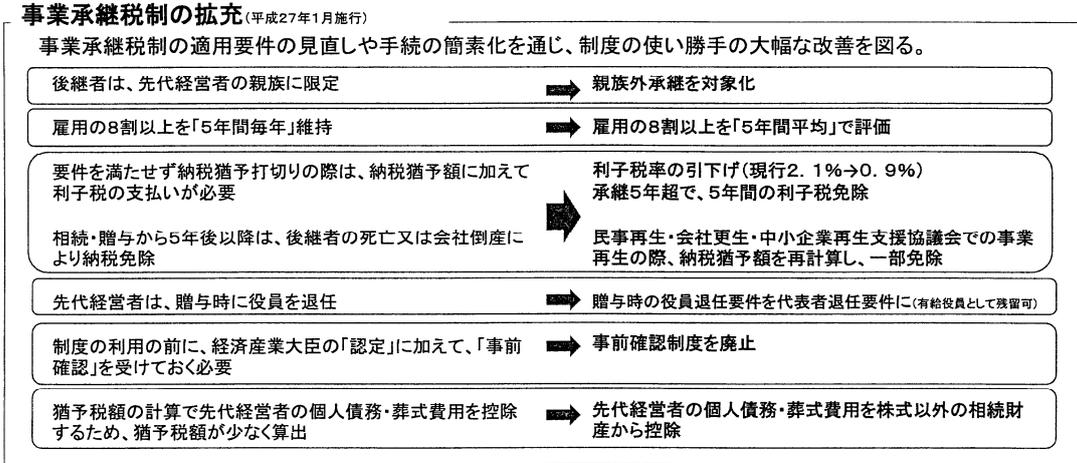
(事業承継)

中小企業経営者の高齢化が進む中で、中小企業の経営資源をどう承継していくかが課題となっています。帝国データバンクが約41万社に対して行った調査(2011年11月時点)によれば、社長の平均年齢が59歳7カ月で、後継者不在の企業はおよそ27万社となっており、後継者不在率は実に65.9%に達しています。四国は50%弱、北陸、九州は50%台ですが、北海道、中国は70%以上となっています。また、2011年1～2月に中小企業基盤整備機構が行った「事業承継実態調査」によれば、廃業しようとしている中小企業のうち、事業をやめる理由としては、24.3%が「適当な後継者がみつからない」、18.0%が「後継者候補に継ぐ意思がない」を挙げています。後継者問題が中小企業存続の重要なカギとなっていることは明らかです。事業の承継について、「家族・親族への承継」を考えている企業が40.2%と一番多いですが、「役員・従業員への承継」も14.3%の企業が考えています。また、「第三者への承継」を考えている企業は、2.6%にすぎませんが、一方で、事業売却に抵抗感がない企業も45.9%に達しています。

中小企業の持つ高度な技術・技能が雲散霧消してしまえば、日本の製造業全体の競争力の低下をもたらすこととなります。中小企業の再編・統合、円滑な事業承継が不可欠ですが、たとえば親族間ということになると、かなり可能性が限られてしまいます。金属労協では、「親族以外の者に対して、安心して事業の引き継ぎを行える政策パッケージの構築」を主張してきましたが、2013年度の税制改正では、非上場株式に関する相続税・贈与税の納税猶予制度について、経営していた者の親族を対象としていた要件が撤廃されることとなっています。もちろん税制だけの問題ではなく、従業員や同業他社など第三者への事業承継は、大きな不安を伴うこととなりますので、各地域において、そうした不

安を可能な限り取り除く仕組みや、資金の少ない従業員に引き継ぎのできる仕組みを検討していくことが重要と言えます。

図表6 事業承継税制の見直し（平成25年度税制改正）



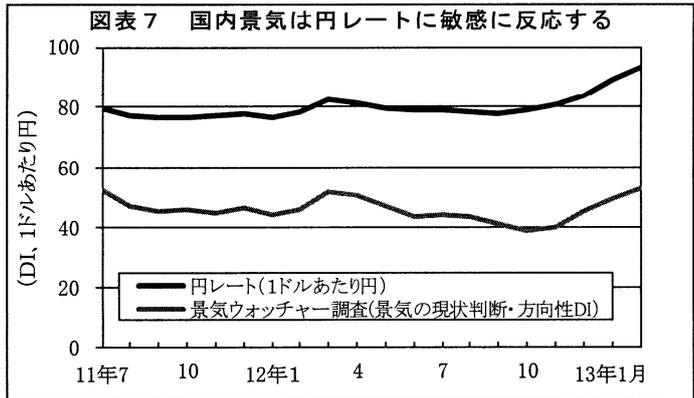
資料出所：財務省

（円高是正と国内への影響）

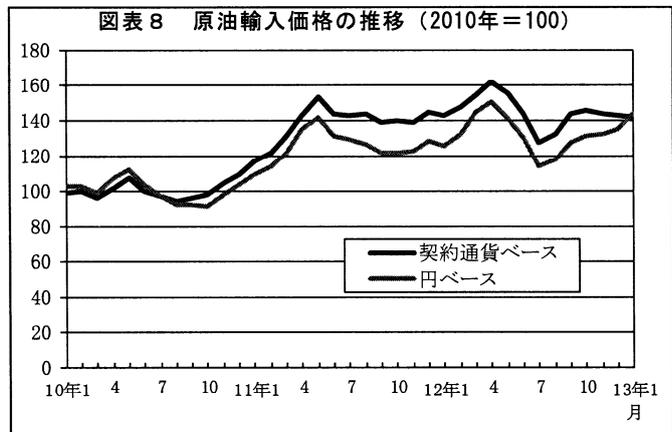
円高是正の動きが進んでいますが、これに対し、資源、エネルギーなどの輸入価格が上昇し、内需に悪影響を与えるのではないかと、この見方があります。しかし、国内景気を敏感に観察できる職種の人々に対するアンケート調査である内閣府の「景気ウォッチャー調査」を見れば、円高が進めば直ちに景気の悪化をもたらさず、円高是正が進めば、国内景気も明るさを増すことが明白となっています。超円高が続いてきたことから、製造業の国内拠点の閉鎖などが相次いでいますが、積極的な国内投資を促し、雇用を維持していくためには、円高是正が不可欠です。

原油価格の上昇が続いていますが、短期的には円高是正の影響も否定できないものの、中期的な流れを見れば、原油価格の推移は契約通貨ベースでの上昇を反映したものとなっています。

為替レートが上昇した新興国など、海外の一部で円高誘導批判もありましたが、OECDの算出した購買力平価は、GDPベースで1ドル＝104円です。購買力平価とは、対ドルで言えば、日米の物価水準が同一になる理論上の為替レートで、アメリカにおいて1ドルで購入できるものが、日本では104円だということになりますが、現実のレートはこの水準には達していません。



図表7 国内景気は円レートに敏感に反応する
 (注) 1. 景気ウォッチャー調査は、経済活動の動向を敏感に観察できる職種の人々を対象にしたアンケート調査。全員が「良くなっている」と判断すれば100、「悪くなっている」と判断すれば0となる。
 2. 資料出所：内閣府



資料出所：日銀資料より金属労協政策企画局で作成。

また、政府と日銀が量的金融緩和を進める上で目標としている「消費者物価上昇率2%」は、先進国の中央銀行が掲げるインフレターゲットとしてはごく標準的なものです。リーマンショック以降、アメリカやユーロ圏では、大幅な量的金融緩和が行われてきましたが、日本はそれほどではなく、金融緩和の度合いの差が、超円高の要因となっていました。今回の金融政策はその修正であり、海外からの批判は限定的となっています。

3. 地元企業での人材確保

＜地方自治体、労働局に働きかけること＞

①求職者支援制度の求職者支援訓練について、地元企業のニーズに合致したものとなるよう、地方自治体としての対応を要請する。あわせて、定員割れとなっている大学、短大などにおける求職者支援訓練の実施を促進するよう提案する。

地方自治体として、求職者支援訓練の終了者の就職状況をチェックし、正社員としての就職を促進するため、地方自治体、都道府県労働局、地元産業界とが連携を図るよう要請する。(継続)

②地元企業の人材確保のため、地方自治体が地元産業界や労働組合と連携し、大手企業の新卒就職活動の短期決戦化を関係方面に働きかけるよう提案する。(継続)

③特定(産業別)最低賃金は、公正競争を確保すると同時に、産業の魅力を高め、優秀な人材を獲得することによって産業の競争力を高めていくという役割を果たしている。特定(産業別)最低賃金の意義・役割について、公労使が共通の理解に立った上で審議を行うことができるように、地方最低賃金審議会委員を対象とした勉強会などを開催するよう、都道府県労働局に働きかける。(新規)

背景説明

(求職者支援制度)

求職者支援制度における求職者支援訓練の状況を見ると、受講者のうち、「基礎コース」では7.3%、「実践コース」では7.0%が中退しています。就職状況は、訓練終了3カ月後の就職率が、全国の数値で基礎コースが71.7%、実践コースが73.0%に止まっています。就職者のうち、「雇用期間の定めがない就職者」の割合は、基礎コースが64.2%、実践コースが70.5%なので、全体では「雇用期間の定めがない就職者」の比率は、50%程度

(基礎コース46.0%、実践コース51.5%)に止まっています。

図表9 求職者支援訓練の修了者の就職状況
(2012年3月末までの修了者について、訓練終了3カ月後の状況)

コース	コース数	受講者数	中退	途中で就職 ①	修了者数②	公共訓練 受講③	就職者数④	就職率 ④÷(①+ ②-③)	就職者のうち、 雇用期間の定め がない就職 者の割合
基礎コース	380コース	4,355	318	271	3,766	135	2,801	71.7	64.2
実践コース	781コース	9,589	673	603	8,313		6,510	73.0	70.5

資料出所：厚生労働省

求職者支援制度は国の仕組みですが、地方自治体としても、求職者支援訓練の効果、終了者の就職状況について、厳しくチェックしていくことが必要です。就職率の低い場合には、その原因について検討するとともに、求職者支援訓練をより効果的なものとしていくことが重要です。地元では、団塊世代が引退する中で、若者人材の確保とそれによるものづくり技術・技能の継承・育成が喫緊の課題となっている企業も少なくありません。そうしたニーズに合致した求職者支援訓練が行われるようにしていくこと、その終了者を地元企業の雇用につなげていくことは、地方自治体の役割でもあります。また、良質な求職者支援訓練の実施という観点から、地元の大学、短大などに協力を求めることも重要です。

（地元企業への人材確保）

大卒新卒者の就職活動は、インターネットを活用し、学生が企業にエントリーシートを提出し、会社説明会や面接の申し込み・予約をする方式がとられており、このため大企業・有名企業に膨大な数の学生がエントリーする状況が見られます。

従来、採用広報活動の開始は大学3年生の10月、採用活動は翌年4月からとされてきました。大手企業への就職活動は、5月末ぐらいで終わり、その後は中堅・中小企業となりますが、学生は大企業への応募のために多くの時間を費やしており、内定が取れなければ学生は疲弊し、中小企業、地元企業に目を向ける前に就職を諦め、留年や非正規で働くことを選択してしまうということが指摘されています。応募者の増大で企業の負担が重くなり、大学名などによって足切りがされやすく、学生がいくらエントリーシートを提出しても、面接にすらこぎつけることができないといった状況が、学生の疲弊に輪をかけています。

経団連では、就職活動が「早期化ゆえの長期化」し、学業に専念する十分な時間が確保できないという反省に立って、2013年度入社以降、広報活動の開始を大学3年生の12月としています（採用活動は4月のまま）。民間機関の調査によれば、広報活動開始時期の後ろ倒しは、「学生や企業に超過密スケジュールを強いたが、」「学生が身の丈に合った志望先を厳選し、志望度を高めるという現象が見られた。これが学生の内定率アップと内定企業への満足度を高めることになり、早期就活終了となった」と総括されています。学生の就職先として、中小企業、地元企業への関心度が高まるよう、就活システムの一層の改善を図っていくことが重要です。

（特定（産業別）最低賃金）

現在、特定（産業別）最低賃金の8割を金属産業が占めており、同じ産業で働く未組織労働者の賃金の底上げに大きな役割を果たしています。2012年度は、金属産業では161件金額改正されましたが、8割以上が公労使全会一致によって改正されています。一方、最低賃金法の改正によって、地域別最低賃金と生活保護との逆転現象が解消されている結果、東京・神奈川など都市部を中心に、特定（産業別）最低賃金が地域別最低賃金を下回るケースが出てきています。こうした地域では、当該産業労使が参加していない必要性審議において、使用者側委員が特定（産業別）最低賃金の不要論を強硬に主張し、金額改正ができない事態に陥っています。

特定（産業別）最低賃金は、地域別最低賃金とは役割・機能が異なる制度であり、地域別最低賃金を下回ったことは廃止の根拠となり得ません。また、当該産業労使の意見を十分に反映して審議を行うことが求められています。そのためには、特定（産業別）最低賃金の歴史的な経過や意義・役割について公労使が共通の認識に立ち、当該産業労使がイニシアティブを発揮しながら真摯な審議ができる環境を整備することが必要です。

4. 工業高校などものづくり教育の充実

<地方自治体に働きかけること>

- ①労働組合として、地元の工業高校を見学し、必要な場合には、都道府県や地域において、他の地域の先進的な工業高校の活動事例などを紹介し、地方自治体、地域の工業高等学校長会などに対し、積極的な対応を要請する。(継続)
- ②工業高校の就職実績が優れており、進学先として魅力を持っている場合には、積極的に情報発信していくよう要請する。(継続)
- ③工業科を持つ総合制高等学校、総合学科を持つ高等学校において、技能教育が軽視されることのないよう要請する。(継続)
- ④工業高校の実習に必要な材料について、十分な予算を確保するよう要請する。(継続)
- ⑤都道府県に対し、工業高校生を対象とする、返済不要の給付奨学金制度の創設を要請する。(継続)
- ⑥地方自治体に対し、地元の技術・技能者を工業高校へ講師として派遣する制度の創設・拡充を要請する。(継続)
- ⑦工業高校などにおいて、教諭の職務を助け、準備および後片付けだけでなく、実習の指導、指導計画の作成、実習成績の評価を行う「実習助手」については、名称とその職務とに乖離があり、教育現場で混乱が生じていることから、地方自治体の判断で実習教諭、実習教師、実習講師などの名称を使用しているところもある。地方自治体に対し、そうした名称使用を働きかけるとともに、採用状況や処遇などを調査し、必要な場合には改善を要請する。(補強)
- ⑧地方自治体に対し、小学生などを対象とした「ものづくり教室」実施を提案するとともに、NPO、企業、労働組合などが行っている「ものづくり教室」への支援体制の強化を要請する。(継続)

<金属の労働組合として行うこと>

- ①労働組合として、地元の工業高校を見学し、
 - ・卒業生が、機械や工具の扱い方など基本的な知識・技能を習得しているか。地場の企業が求める技能や、ものづくりに取り組む姿勢を身につけているか。
 - ・ジュニアマイスター顕彰制度などへの取り組み状況はどうか。
 - ・就職支援活動はどうか。
 - ・小中学校や地域と積極的な関係を築いているかどうか。
 などについて、教職員と情報交換・意見交換を行う。(継続)
- ②労働組合として、技術・技能を保有する組合員・OBを工業高校に指導員として派遣する仕組みの

創設を検討する。(新規)

③労働組合として、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。(継続)

背景説明

(工業高校の魅力)

文部科学省の「高等学校卒業予定者の就職内定状況に関する調査(2012年12月末)」で、2013年3月高等学校卒業予定の就職希望者の学科別就職内定率を見ると、工業92.7%、福祉88.2%、農業85.1%、商業84.5%、水産84.5%、総合学科80.7%、家庭79.4%、情報78.0%、普通74.6%となっており、工業高校の就職内定率が際立って高いことがわかります。工業高校の就職率は、最終的には100%近くになるものと思われ(2012年3月卒業者は、普通91.6%に対し、工業98.2%)が、中学生にとって工業高校が進学先として魅力を持っていることを積極的に情報発信し、ものづくり立国日本にとって工業高校は、「国の宝・地域の宝」であることを認識してもらうことが肝要です。

全国工業高等学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」は、多くの工業高校生の目標になっていますが、2012年度の1校あたり認定数は、長崎県の84.0件に対し和歌山県は3.0件となっており、学校ごと、地域ごとに取り組みに大きな差があります。ただし、「ジュニアマイスター顕彰制度」が唯一絶対ではありませんので、ジュニアマイスターだけでなく、そのほかの取り組みも含め、子どもたちや地域にとって魅力ある学校づくりが行われているかどうか、チェックしていくことが重要です。

(工業高校の経費と生徒負担)

工業高校では、機械のメンテナンスや材料費で多額の費用がかかります。埼玉県立高校(全日制)における2010年度の生徒1人あたり経費は、普通高校が62万円、商業が74万円なのに対し、農業は89万円、工業は90万円となっています。予算が捻出できないため、昭和30年代の機械も多数現役で稼働

図表10 ジュニアマイスター顕彰制度の認定状況
(2012年度実績)

都道府県	加盟校数	認定数			1校あたり 認定数	同(2011 年度)
		ゴールド	シルバー	合計		
北海道	21	97	252	349	16.6	16.3
青森	13	152	299	451	34.7	30.2
岩手	13	97	285	382	29.4	20.2
宮城	16	60	140	200	12.5	12.4
秋田	11	85	166	251	22.8	17.0
山形	11	81	148	229	20.8	14.0
福島	16	64	179	243	15.2	12.5
茨城	13	45	121	166	12.8	10.2
栃木	15	86	209	295	19.7	14.5
群馬	12	48	132	180	15.0	15.3
埼玉	19	26	86	112	5.9	6.2
千葉	8	7	19	26	3.3	4.0
東京	35	66	109	175	5.0	3.3
神奈川	13	23	49	72	5.5	4.2
山梨	6	24	43	67	11.2	11.0
新潟	12	33	88	121	10.1	9.8
長野	16	55	74	129	8.1	8.5
富山	8	37	180	217	27.1	14.8
石川	10	85	166	251	25.1	20.1
福井	8	71	99	170	21.3	24.3
静岡	16	51	75	126	7.9	8.7
愛知	28	260	458	718	25.6	22.4
岐阜	11	119	139	258	23.5	25.2
三重	10	67	126	193	19.3	20.5
滋賀	9	27	43	70	7.8	5.8
京都	6	15	46	61	10.2	10.0
大阪	29	44	114	158	5.4	5.1
兵庫	21	76	208	284	13.5	12.5
奈良	4	15	32	47	11.8	8.3
和歌山	7	10	11	21	3.0	3.0
鳥取	5	18	44	62	12.4	9.2
島根	4	32	44	76	19.0	19.0
岡山	18	95	264	359	19.9	18.3
広島	15	50	144	194	12.9	12.5
山口	19	91	254	345	18.2	16.1
徳島	4	29	55	84	21.0	19.0
香川	7	52	68	120	17.1	22.4
愛媛	11	70	131	201	18.3	15.1
高知	6	40	118	158	26.3	22.7
福岡	24	188	408	596	24.8	25.6
佐賀	8	29	110	139	17.4	18.1
長崎	8	215	457	672	84.0	92.5
熊本	15	256	616	872	58.1	43.4
大分	13	154	208	362	27.8	32.0
宮崎	11	129	299	428	38.9	37.1
鹿児島	20	263	556	819	41.0	34.1
沖縄	9	91	113	204	22.7	23.1
全国	614	3,728	7,985	11,713	19.1	17.2

(注)1. ジュニアマイスター顕彰制度は、全国工業高等学校長協会が実施するもので、工業高校生が取得した資格や合格した検定試験、コンクールなどの成績を得点に換算して顕彰する制度。

2. 加盟校数は、同協会加盟校数。

3. 資料出所：全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

しており、技能検定や企業で使用する機械と、実習で使用する機械とに差がありすぎるとの指摘もあります。茨城県、埼玉県では、学校ごとに工業高校生1人あたりの経費を公表していますが、かなり違いがあるように見受けられます。各都道府県で、工業高校に対しどれだけの経費をかけているか、差がある場合に合理的な理由があるのかどうかをチェックし、実習材料費、機械の更新、メンテナンスなどの予算を十分に確保していくことが必要です。

また、工業高校生が技能検定を受けようとするれば、検定料だけでなく、追加の実習に必要な材料費が生徒負担となってきます。かつて企業内の養成学校では、高校教育を行いつつ、賃金・奨学金を支給することにより、優秀な人材を確保していましたが、そうした役割を工業高校が担っていくことも必要です。

図表11 工業高校における生徒1人あたり経費

(円・人)

県・学校	生徒1人あたり 人件費	生徒1人あたり 人件費を除く経費	生徒1人あたり 経費合計	生徒数
茨城県 (2011年度)				
下記工業高校平均	747,825	97,602	845,427	649
A校	756,486	94,904	851,390	928
B校	571,084	89,936	661,020	702
C校	845,970	98,197	944,167	539
D校	751,220	81,016	832,236	687
E校	821,206	122,288	943,495	548
F校	720,876	83,814	804,690	710
G校	840,631	133,168	973,799	428
埼玉県 (2010年度)				
下記工業高校平均	847,840	83,769	931,608	635
H校	892,213	59,670	951,883	616
I校	917,627	81,486	999,113	544
J校	750,957	82,560	833,517	799
K校	849,712	86,724	936,436	662
L校	806,085	53,096	859,181	784
M校	951,829	122,821	1,074,650	453
N校	841,907	120,129	962,036	590

(注)1. 工業高校でデータの公表されている学校を対象とした。茨城県は全日制高校のみ、埼玉県は全日制のデータ。

2. 資料出所：各県・各校資料より金属労協政策企画局で作成。

図表12 高校生に対する給付奨学金制度のある主な地方自治体（公的なもの）

北海道：札幌市、北見市、千歳市、石狩市、京極町、俱知安町、安平町、日高町、新ひだか町、音更町
 福島県：福島市、会津若松市、郡山市、須賀川市
 茨城県：水戸市、土浦市、古河市、龍ヶ崎市、大洗町
 栃木県：壬生町
 埼玉県：行田市、所沢市、東松山市、深谷市
 千葉県：千葉市、木更津市、松戸市、佐倉市、東金市、旭市、柏市
 東京都：新宿区、武蔵野市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、多摩市、瑞穂町
 神奈川県：横須賀市、平塚市、鎌倉市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、湯河原町
 富山県：高岡市、黒部市、立山町、入善町、朝日町
 石川県：石川県、小松市、珠洲市
 長野県：諏訪市
 岐阜県：大垣市、多治見市、瑞浪市、土岐市、本巣市、笠松町
 静岡県：静岡市、伊東市、河津町、湖西市
 愛知県：一宮市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
 三重県：伊勢市、桑名市、鈴鹿市、名張市、伊賀市、御浜町
 滋賀県：大津市
 京都府：舞鶴市、亀岡市、城陽市、京丹後市、京丹波町
 大阪府：大阪市、吹田市、茨木市、八尾市、富田林市、門真市
 兵庫県：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、加古川市、高砂市、小野市、加西市、丹波市
 奈良県：橿原市、宇陀市
 和歌山県：新宮市、上富田町、串本町
 岡山県：倉敷市、笠岡市、井原市
 広島県：三次市、西条市
 山口県：宇部市、萩市
 香川県：琴平町
 福岡県：久留米市、八女市、筑後市、宗像市
 長崎県：佐世保市
 熊本県：荒尾市、玉名市、宇土市、上天草市
 大分県：大分市、別府市、豊後高田市
 宮崎県：都城市、日南市
 鹿児島県：薩摩川内市
 沖縄県：糸満市

(注)1. 日本学生支援機構に報告のあったもののみ。この他、京都府、横浜市などにも制度がある。遺児、片親、障害者などを対象としたものは除いている。

2. 資料出所：日本学生支援機構資料より金属労協政策企画局で作成。

図表13 石川県の給付奨学金

島山育英資金

石川県内に現に居住する高等学校生徒であって、学業成績が優秀であり、かつ、学資の支弁が困難であること。

石川県立商業高等学校育英資金

石川県立の商業高等学校又は総合制高等学校の商業科に在学する生徒であって、学業成績が優秀であり、かつ、学資の支弁が困難であること。

該当する学校・学科 大聖寺実業高等学校（情報ビジネス科）
小松商業高等学校（商業科）
金沢商業高等学校（総合情報ビジネス科）

石川県の給付奨学金（2012年度）

種類	対象	募集人数	学年	月額
島山育英資金	高校生	13名	1～4年生	8,000円
石川県立商業高等学校育英資金	商業高等学校及び商業科の生徒	6名	1～3年生	8,000円

資料出所：石川県

以前は日本育英会が担っていた奨学金制度は、現在は、高校生については都道府県に委ねられていますが、都道府県で返済不要の給付奨学金を設けているところは少なく、ほとんどが市町村の事業となっています。国の交付金によって、都道府県が運用している「高校生修学支援基金」なども活用しつつ、工業高校生に対する返済不要の給付奨学金制度の創設を提案していくことが重要です。

（工業高校への熟練技術・技能者の派遣）

政府は、「技能継承・振興対策費（ものづくり立国の推進）」の一環として、工業高校・中小企業に熟練技能者を派遣し、実技指導を行う事業を行っています。JAMを含む4団体が委託を受けていますが、委託費が4団体合計で4,600万円にすぎないため、一部の地域での実施に止まっています。国としての制度拡充を求めていくことは当然ですが、佐賀県などでは同様の制度を独自に設けており、そうした仕組みがないところでは、その創設を提案していくことも重要です。

図表14 佐賀県の「高度熟練技能者派遣事業」（2012年度予算規模330万円）

熟練した技能者を、工業系高等学校等に派遣し、生徒や教諭等に対して実地指導を行うことにより、ものづくり産業の将来を担う若手技能者を育成する。

- 対象 工業系高校、農業系高校、県立産業技術学院
- 実施回数 年間45回程度（H23実績 38回）

（工業高校の「実習助手」の名称・待遇改善）

実習助手は、学校教育法で「高等学校には、（中略）副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる」、「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける」として位置づけられています。工業高校の場合、機械科、電気科などの専門学科ごとに、教諭5人に対し実習助手2人が配置され、「機械実習」「電気実習」「製図」など、実習を伴う授業の指導を行っています。その際には、実験・実習の準備・後片付けのみならず、実習の指導計画の作成や実習成績の評価も行うなど、実質的に技術・技能実習の最前線で生徒の指導にあたっています。また、多くの実習助手は教諭とともに校務分掌を分担しており、部活動の指導にもあたるなどの状況にあるにもかかわらず、待遇や活動の内容が恵まれていなかったり、制限されていたりしています。実習助手の半数はすでに教員免許を取得しており、また取得していない場合でも、認定講習によって教員免許を取得することができます。このため都道府県の約半数が、学校管理規則などによって、実習教諭、実習教師、実習講師などの名称を使用しています。

工業高校の教育の根幹は言うまでもなく「実習」であり、その根幹を担う「実習助手」については、その待遇や仕事内容などをチェックし、必要な場合にはその職務に見合った名称への変更や、待遇改善を図るとともに、ものづくり企業で実績のある技術・技能者なども積極的に採用していくようにすることが重要です。

(ものづくり教室)

子どもたちのものづくり離れ、理工系離れが指摘されていますが、地方公共団体・NPO・企業などによる科学実験教室や工作教室は人気を集めており、子どもたちの潜在的な興味が失われている訳ではありません。民間の科学実験教室や工作教室の取り組みを促進し、拡充を図っていくため、地方自治体として、材料費など運営のための資金提供、児童募集への協力、公共施設の活用、相談窓口の配置など、公的な支援体制を整備していくことが重要です。

5. TPP参加の必要性の浸透

＜金属の労働組合として行うこと＞

- ①金属労協、連合の方針を踏まえ、金属産業の労働組合として、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加の必要性、および組織としての参加促進の方針について、改めて組織内で徹底し、地域での浸透を図る。（継続）
- ②TPPに反対する、あるいは消極的な署名活動には参加しない。（継続）
- ③関係する地方自治体の首長、都道府県議会議員、市町村議会議員に対し、TPPに対する組織の考え方を伝える。（補強）
- ④長期的・段階的に関税が撤廃されることを前提とした地域農業のあり方について、情報交換・意見交換を進めていく。（新規）

背景説明

2013年2月の日米首脳会談における共同声明を受けて、日本はTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の交渉に参加する方向となっています。TPP参加について、デメリットは見えるがメリットが見えないなどといった主張がありますが、メリットは日本全体の利益であり、デメリットとしてあげられていることも、多くは誤解に基づくものです。TPPの交渉状況に関する情報が少ないことは事実ですが、日本全体の国益の観点に立った、冷静な判断が不可欠となっています。

TPP(環太平洋パートナーシップ協定)に関するQ&A

TPPとは何か？

WTO（世界貿易機関）のルール（GATT第24条）では、FTA（自由貿易協定）を締結する場合には、「妥当な期間内」に「関税その他の制限的通商規則」を「実質上のすべての貿易について」、「廃止する」ことになっている。しかし現実には結ばれたFTAは、「実質上のすべて」になっていないため、WTOのルールどおりに、ほぼ10年ですべての関税撤廃をめざし、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国（P4）で2006年に発足したのがTPPである。現在、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの7カ国の参加に伴い、21分野にわたる包括的な経済連携協定とするための協議が行われている。

新しいTPPでも 「すべての関税撤廃」になるのか？

TPP交渉では、すべての品目を自由化交渉の対象としてテーブルに乗せなければいけないとされている。カナダは、2010年に酪農製品を除外品目とすることを前提に交渉参加を申し入れ、拒否された経過がある。

実際に除外を設けるかどうかは、まだ決定されていない。アメリカの砂糖、カナダの酪農製品など、除外品目にしたい分野を抱えている国は多いが、2012年11月時点の情報によれば、「除外」を求めている国はない。

2013年2月の日米共同声明では、「一方的に（unilaterally）全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」とされているが、TPPの趣旨は「すべての関税撤廃」であり、新協定でも踏襲されている。

即時撤廃する品目、7年程度をかけて撤廃する品目に区分し、さらに「センシティブ品目」は10年以上のより長期間をかけて段階的に撤廃する、というような考えの国が多いとのことである。

TPPに参加するメリットは何か？

日本がTPPに参加するメリットとしては、次のようなものがある。

- * TPP域内への輸出の際、関税が無税になる。
- * 日本は韓国に比べFTA・EPA（経済連携協定）締結が遅れており、TPP参加によって国

際競争上の不利を一気に挽回できる。

- * 環太平洋のサプライチェーンがひとつのFTAの枠内になれば、A国で素材・部品を作り、B国で組み立て、C国に製品を輸出するような場合、すべての関税が無税になる（TPPがないと、AB、BC、AC間でFTAが締結されていても、すべて無税になるとは限らない）。また貿易の手続きが共通化され、簡単になる。
- * ILOの4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）が盛り込まれる可能性が高いので、日系企業において、団結権や団交権に対する侵害が発生するリスクが軽減する。新興国や発展途上国で、経済の発展に見合った労働者への成果配分が促されるので、内需の拡大と持続的な成長が期待できる。
- * TPP参加国が徐々に増加し、APECがめざすFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）に発展していく可能性が高い。
- * 将来的には、TPP域内かどうか、ものづくり企業の立地の判断基準になっていくことが予想される。
- * 日本が締結するEPAは、「日本ペルー」のあと、具体的な進展が見られなかった。これまでのEPAで、日本の市場開放度が低い（品目ベースで関税撤廃率90%以下）ことが原因である。日本がTPPに参加すれば、市場開放度が高まることが期待されるので、日本とのEPAに積極的な国が増えてくる。日本とEPAを締結しないと、対日輸出がTPP諸国に比べ不利になることも、EPA交渉を促進する効果がある。
- * 2012年11月には「日中韓」の交渉が開始され、「日本EU」も交渉開始に向けたEU側の手続きが完了した。野田内閣のTPPへの積極姿勢が影響したのではないか。
- * 関税や貿易障壁に守られてきた農業分野などに関しては、それらの撤廃に伴い、産業の高度化と輸出産業化をめざした農政の抜本的な見直しが行われる可能性が高い。
- * 関税を負担しているのは、外国企業や外国農家でなく、国内の消費者である。関税は国内での所得移転なので、守れば勝ち、譲れば負け、ということではない。関税撤廃は、消費者の選択肢の拡大と新しい需要の創出につながる。

TPPは事実上日米FTAか？

カナダ、メキシコ、オーストラリア、シンガポール、マレーシアなど、多くの有力な貿易国が参加するTPPを、「事実上の日米FTA」などと位置づけるのは、まったくナンセンスである。日本が入らなくとも、世界経済に占めるTPP11カ国の比率は、29.8%に達している。

食品の安全基準は緩和されるのか？

- * 2012年3月時点の情報によると、遺伝子組換え作物やその表示方法についての提案はない。
- * 日本の安全基準が、いちがいに厳しいとは言えない。
- * 原則として国際的な安全基準を適用し、科学的な正当性があれば、より高い国内基準を認めるというのがWTOのルール(SPS協定)だが、TPPはこの権利・義務の強化で合意しており、恣意的な規制は認められにくくなる可能性がある。なおSPSでは、科学的に不確実な場合の暫定的な予防措置も認めている。

医療保険の国民皆保険は守られるのか？

- * 「TPPは日本、またはその他のいかなる国についても、医療保険制度を民営化するよう強要するものではありません。TPPはいわゆる混合診療を含め、公的医療保険制度外の診療を認めるよう求めるものではありません」(カトラー米国通商代表補・・・米国大使館HP掲載)
- * 国民皆保険は日本だけの制度ではないし、もし守られないようなら、TPP参加国は限られてしまう。

外国人のいわゆる単純労働者が大量に流入するのではないのか？

- * 「TPPは非熟練労働者のTPP参加国への受け入れを求めるものではありません」(カトラー米国通商代表補・・・米国大使館HP掲載)
- * いわゆる単純労働者の移動は、議論の対象ではない。移民労働者の流入を厳しく規制している国は多く、これを開放することは考えられない。

地方の公共事業が海外企業に開放されて、落札されてしまうのではないのか？

日本はWTOのGPA(政府調達協定)を批准しているが、TPP交渉参加国の中でこれを批准している国はわずかであり、TPPの規定がGPAを大きく上回るとは考えにくい。地方自治体では、入札

公告の概要を英語化する作業が増える可能性はあるが、海外企業の応札が増えるとは限らないし、日本の建設会社にとっては、海外市場が広がることになる。

かんぽ生命や共済はどうなるのか？

- * 金融サービスについては、日本はすでに高いレベルの自由化に踏み込んでおり、追加的約束を求められる余地は考えにくい。
- * かんぽ、共済と同様の仕組みについては、国際問題というより、国内での事業者間の対等な競争条件確保の問題として、議論されている模様である。

ISDS制度で日本政府が外国企業に訴えられ、日本の制度を変えさせられることになるのか？

- * 政府が外国企業から不当な収用を行ったり、国内企業と外国企業のイコールフットイングが確保されなかった場合、外国企業が当該国内で裁判に訴えるのではなく、国際的な仲裁機関に仲裁を付託する「ISDS制度」については、TPP交渉では合意に至っていない。
- * 日本は、企業が中立的な判断を受けられること、法が未整備な国にも投資しやすくなること、外交問題化を避けられることから、積極的にISDS制度を推進しており、すでに締結しているEPA、投資協定のうち、ISDS制度が盛り込まれていないのは1件(日フィリピンEPA)だけである。
- * ISDS制度で、日本が提訴された事例はない。NAFTA(北米自由貿易協定)では、1994年以来、45件の係争があるが、政府敗訴は7件のみである。
- * 日本国憲法第98条は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定している。TPPに限らずすべての条約は、国会が批准すれば、憲法以外の国内法に優先する。そうでなければ、外国が日本と条約を締結する意味がないからである。国内法が条約に違反していないかどうかを国際的な機関が判断する仕組みは、ILO(国際労働機関)でも同じである。
- * ただしISDS制度では、国際的な仲裁機関は、賠償支払いを命じることはできるが、法令や政策の変更を命じることはできない。

金属労協政策企画局まとめ

6. 外国人労働者の生活の安定の確保

＜地方自治体に働きかけること＞

- ①リーマンショック、東日本大震災、電力供給不足、超円高、タイ大洪水と、ものづくり産業に次々と苦難が押し寄せる中で、日系人など外国人労働者の雇用状況、生活状況について、詳細な調査を行い、改めて必要な支援策を講じるよう、地方自治体に対し要請する。(継続)

＜金属の労働組合として行うこと＞

- ①丸3年を経過する新しい外国人技能実習制度の実施状況について、地方自治体、地元産業界、JITCO（国際研修協力機構）、労働基準監督署と協力して、チェック活動を行い、適正な実施を促進する。(継続)

背景説明

（外国人技能実習制度における不正行為など）

外国人技能実習制度で入国している者は、JITCO（国際研修協力機構）のデータで、2010年4万5千人、2011年4万9千人、2012年4万5千人程度となっています。2010年7月から新制度となっていますが、2011年の不正行為認定機関数は、企業単独型2、団体監理型182の合計184機関となっており、前年の163機関に比べて大幅に増加しました。不正行為の類型としては、全248件中、賃金等の不払い84件を含む「悪質な人権侵害行為等」が93件、労働関係法規違反が82件、研修生の所定時間外作業が15件で、労働関係が圧倒的多数を占めており、地方自治体、地元産業界、JITCO、労働基準監督署、労働組合をあげたチェックが重要となっています。

2011年度における技能実習2号（2、3年目）の者の失踪者数は、1,115人となっており、2007年度に2,138人だったのに比べれば大幅減となっていますが、2009年度は954人、2010年度は1,052人だったので、2年連続増加となっています。

外国人技能実習生の死亡者は、2011年度に20人（2010年度は、東日本大震災2人を含め24人）となっています。主な原因としては、突然の病死8人、交通事故4人、職場での事故3人、殺人・けんか2人、自殺1人、溺死1人、その他1人となっており、3年連続で減少しているものの、作業中の安全確保は当然のこと、過重な労働時間の回避、交通安全指導の強化などが不可欠となっています。

7. 仕事と家庭の両立支援の拡充

<地方自治体に働きかけること>

- ①地方自治体に対し、「認定こども園」の動向如何にかかわらず、保育所拡充に努めるよう要請する。とりわけ、良質な保育環境を迅速に整備するため、小学校内への保育所併設を要請する。(補強)
- ②工業団地や地域の事業所が共同して保育施設を設置する場合などを含め、事業所内保育施設設置の支援策を拡充するよう要請する。(新規)
- ③学童保育については、その早急な整備・拡充を要請する。1箇所(クラス)あたり40人を超える学童保育の解消を図るとともに、それに伴って、地域全体の定員が減少しないよう要請する。学童保育は設置・運営基準の策定など、市町村の関与を一層強化するとともに、運営主体については公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業などを基本とし、地域運営委員会や父母会・保護者会の運営によるものは可能な限り移行していくよう要請する。また、学童保育指導員にその職責にふさわしい処遇が行われているかどうか、指導内容が保護者のニーズに則しているかどうか、地方自治体としてチェックし、必要な場合には是正を促すよう要請する。(補強)
- ④公立保育所および学童保育において、民間企業に働く保護者が、少なくとも定時退社すれば子どもを迎えにいけるような開所時間とするよう要請する。(補強)
- ⑤企業立病院をはじめとする民間病院に対し、入院するに至らない病気の子ども、病気は回復しているが、学校、幼稚園、保育所などへの通学・通園が困難な子どもを保育する施設の設置促進に向けて、必要な対策を講じるよう要請する。また公立病院についても、病児・病後児保育施設を設置するよう求めていく。(補強)

<金属の労働組合として行うこと>

- ①労働組合として、工業団地や地域の事業所が共同して保育所を設置するよう、地元産業界、企業に提案していく。(新規)
- ②労働組合として、学童保育に対し、夏季休暇期間中に「ものづくり教室」を実施したり、事業所見学に招待するなど、指導内容の充実に積極的に協力していく。(新規)

背景説明

(保育所待機児童)

金属産業は、24時間連操や昼夜2交替などの交替職場が多く、家庭と仕事の両立は他の産業に比べて難しい状況にあります。産業として、家庭と仕事の両立ができる働く環境づくりを行っていくこと

が第一ですが、加えて、公共サービスとしての育児支援策を拡充していく必要があります。

2012年4月の保育所の待機児童数は、24,825人で2年連続減少したということになっていますが、もともと待機児童数というのは、保育所への「入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない」児童のうち、国庫補助事業や地方自治体の単独保育施策、幼稚園型認定こども園などで保育されている児童、転園希望の児童、入所予約の児童、他に入所可能な保育所がある児童を除いた数なので、

*保育所に預けたいが、開所時間など条件が合わないので、託児所や祖父母に預けている。

*働きたいが、仕事が決まっていないので申請していない。

*保育所に預けられそうにないので、子どもを産むことを躊躇している。

といったニーズを含めれば、潜在的待機児童・潜在的ニーズはこれをはるかに上回るようになります。

例えば、2012年4月時点の就学前児童は6,364,000人、このうち、保育所利用児童は2,176,802人、34.2%にすぎません。保育所定員は2,240,178人ですから、保育所利用割合が50%になるだけで、90万人分を超える保育所が新たに必要となります。

(小学校への保育所の併設)

2010年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、2014年度までに26万人分の公的保育サービスの受け入れ児童数を拡充する数値目標を掲げていました。全国の待機児童の約8割がいわゆる都市部に集中し、これらにおいては保育所整備に必要なスペースの確保が容易ではないことから、保育所整備の具体的方策として、小中学校の余裕教室など既存の社会資源の活用の推進を掲げています。

保育所は単に預けるだけでなく、良質な保育のできる環境を整えていかななくてはなりません。小学校であれば、日本全国に、多くは徒歩圏内にあり、校庭もあり、給食を実施している小学校の48.7%は自校に調理場を備えています。単独調理場のある小学校は、東京で86.3%、神奈川86.4%、京都75.1%、大阪76.8%、福岡81.2%と、大都市圏の方がむしろ多くなっていることは重要な要素です。質も量も確保し、利用者にとって、安全、しかも迅速に整備するためには、小学校に保育所を併設するのが適しています。

余裕教室は、特別教室や面談室、応接室、会議室、倉庫などになっているので、学校に問い合わせただけでは、「余裕教室はない」ということになってしまいます。客観的なデータに基づいて、現地を

図表15 公立小学校における給食の調理方式 (2010年5月1日現在)
(校・%)

都道府県	給食実施数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比
埼玉県	817	361	44.2	426	52.1
千葉県	847	415	49.0	432	51.0
東京都	1,307	1,128	86.3	179	13.7
神奈川県	859	742	86.4	117	13.6
愛知県	979	410	41.9	569	58.1
京都府	421	316	75.1	105	24.9
大阪府	1,019	783	76.8	236	23.2
兵庫県	787	447	56.8	340	43.2
福岡県	757	615	81.2	142	18.8
上記9都府県計	7793	5217	66.9	2546	32.7
47都道府県計	21,076	10,260	48.7	10,738	50.9

資料出所：文部科学省「学校給食実施状況調査」

図表16 小学校における余裕教室の活用状況
(2009年5月1日現在)
(教室・%)

活用状況	教室	比率
余裕教室数	40,209	100.0
活用教室	39,827	99.0
学校施設としての活用	36,658	91.2
学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース	15,707	39.1
特別教室等の学習スペース	9,255	23.0
児童・生徒の生活・交流スペース	4,889	12.2
教職員のためのスペース	2,155	5.4
授業準備のスペース	1,781	4.4
地域への学校開放を支援するスペース	1,106	2.8
学校用備蓄倉庫等	952	2.4
心の教室カウンセリングルーム	813	2.0
学校施設以外への活用	3,169	7.9
放課後子ども教室等	2,076	5.2
備蓄倉庫	280	0.7
社会教育施設等	266	0.7
社会福祉施設	139	0.3
児童館等	90	0.2
保育所	39	0.1
その他(廃校含む)	279	0.7
未活用教室	382	1.0

(注)1. 余裕教室とは、普通教室として使用するために整備された教室であって、現在普通教室として使用されていない教室から、将来の学級数の変動等の理由により留保している一時的余裕教室を除いたもの。

2. 資料出所：文部科学省

見学した上で判断する必要があります。

文部科学省のデータでは、2009年5月現在、全国の小学校に40,209の余裕教室があります（将来、学級数の増加により、使用が見込まれる教室は、余裕教室に含まれていない）。このうち、放課後子ども教室、備蓄倉庫、社会教育施設、社会福祉施設、児童館、保育所などに有効活用されて

いるのは3,169教室にすぎず、残りの36,658教室は、「学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース」が15,707、「特別教室等の学習スペース」が9,255、「児童・生徒の生活・交流スペース」が4,889、「教職員のためのスペース」が2,155などとなっており、保育所としての活用は十分に可能と言えます。（なお当初から特別教室として設置された教室は、当然、余裕教室に含まれていない）

国立教育政策研究所文教施設教育センターが2012年9月にとりまとめたアンケート調査「余裕教室を活用した保育所整備について」によると、余裕教室に保育所を整備することについて、「学校と保育所の管理区分が明確でない部分がある」「財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きの負担が大きい」「学校長や学校教職員の理解・協力を得ることが難しい」「1階や2階に転用可能な余裕教室がある学校が少ない」など、教育委員会が事務的な負担や手間を感じていることがわかります。しかしながら、余裕教室を活用して保育所整備を実施した学校・保育所の現場へのヒアリングでは、「園児とのふれあいを通じて児童生徒の豊かな情操を育む教育に効果がある」「学校の屋外スペースを園庭のように利用できるなど、より良い保育環境が提供できる」などのメリットを感じています。

一方、余裕教室を活用した保育所整備のきっかけは、「保育担当部局の要請に教育委員会が応える形で実施」が52%で過半数を占めていますが、「首長の方針を受けて教育委員会と保育担当部署が連携して実施」も39%となっています。首長がリーダーシップを発揮して、教育委員会や関係部局の不安感・負担感を払拭していくことが重要となっています。

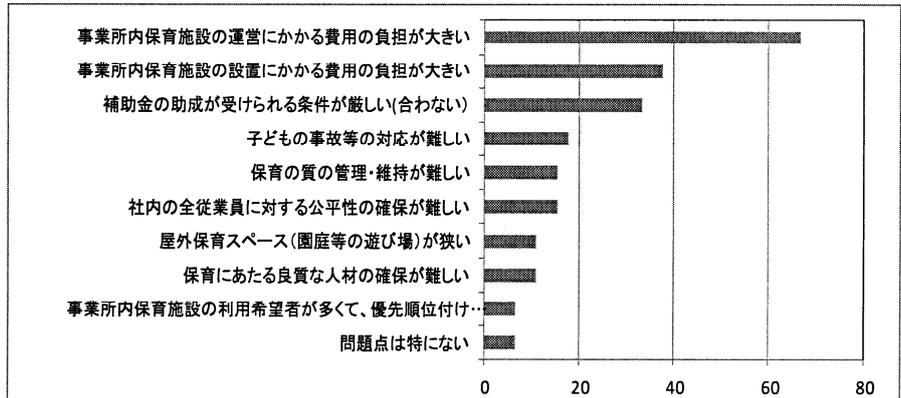
（企業内保育所への支援強化）

2011年3月現在の企業内保育施設数は4,137カ所となっていますが、施設数の60%が病院の職場であり、一般企業への普及は進んでいません。企業内保育所は、企業の勤務体制に合わせた開所時間や開所日を設定できるなど、交替勤務や休日勤務のある製造業で働く女性のニーズに合わせた柔軟な運営が可能であることから、積極的に普及を図ることが必要です。しかしながら、多くの企業が施設の設置や運営の負担、助成を受けるための条件が厳しいことを障害と感じています。

国は「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を設けていますが、第一生命経済研究所の「平成21年度サービス産業生産性向上支援報告書」によると、地方自治体の3割が事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策（助成制度）などを実施しています。また、中小企業が設置しやすくするための工夫として、定員、面積、利用料、従業員数についての条件緩和や、事業所内保育施設の共同設置についても、独自で助成事業を行っている自治体もあります。地域の実態に合わせた柔軟な支援策によって、普及を図ることが求められます。

図表17 事業所内保育施設の設置・運営にあたっての問題点・課題

（民間企業・複数回答）



資料出所：第一生命経済研究所「事業所内保育施設に関するアンケート調査」2004年

共同設置は、企業負担の軽減や利用児童数の安定確保ができることなど、多くのメリットがありますが、①利用者数と費用負担についての公平性の確保や、共同設置から撤退する際の措置、事故発生時等の責任の所在について、企業間の合意形成が難しいこと、②企業間の利害関係を調整するための別組織を設立した場合に、運営している調整機関には公的助成が支給されないこと、などの課題が指摘されています。国や地方自治体が、設置・運営に関わる企業間調整の具体的な事例やモデルを示すことや利用しやすい助成を設けるなど、導入に取り組む企業への支援を充実させる必要があります。

(学童保育の充実)

学童保育は、2012年5月現在で全国に20,843カ所あり、84万6,919人の子どもが入所しています。学童保育のない小学校区が約2割存在し、保育所を卒園した子ども約48万人に対して、約29万人、6割しか学童保育に入所できないため、潜在的な待機児童は50万人超とも推測されており、小学校入学で、親のひとりが退職しなくてはならない「6歳の壁」「小学1年生の壁」という現象が指摘されています。

また、廃止されるはずだった1施設(クラス)71人以上の大規模施設についての補助金が継続となったため、71人以上の施設は1,352カ所あり、前年(2011年)よりも101カ所増加しています。50~70人の大規模施設も、実に4,711カ所(前年に比べ108カ所増)となっています。

大規模学童保育では、「事故や怪我が増える」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「おとなしい子は放っておかれる」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」といった状況が見られ、その結果、「行きたくない」「退所したい」という子どもが増えていると指摘されています。国民生活センターの「学童保育の安全に関する調査研究」では、施設の規模が大きくなるほど、通院・入院日数が長い事故・ケガが増えるとされています。

ただし、おおむね3年生までとされていた受け入れ学年については、高学年の受け入れも少しずつ進んできており、2012年には子どもの11.6%が4~6年生となっています。

(保育所・学童保育の開所時間)

保育所の開所時間(保育時間)については、2011年のデータを見ると、私営では89.2%が延長保育(11時間超の開所)を実施しているのに対し、公営では54.6%に止まっており、大きく立ち遅れています。18時以前に閉所してしまう保育所は、私営では6.0%にすぎませんが、公営では27.2%に達しており、働く親にとって大きな制約となっています。

また学童保育の終了時刻は、65.6%が18時以前となっており、公立保育所・学童保育の閉所時刻・

図表18 埼玉県の企業内保育所整備促進事業

企業内保育所の整備促進事業に関するご案内

～平成24年度事業概要～

埼玉県では、企業等が従業員のお子さまのために保育所を整備することを支援しています。

施設整備費補助

<対象> ①新たに定員5人以上の企業内保育所を整備する場合
 ②既存の企業内保育所が、5人以上の定員増を伴う拡充整備をする場合
 ③既存の企業内保育所が、5人以上の定員増に伴い、備品を整備する場合

<補助額> 1か所あたり上限500万円

【企業内保育所例】

新規運営費補助

共同設置の場合

<対象> 共同設置により新たに開設した定員5人以上の企業内保育所の運営費

<補助期間> 開設した日の翌月から3年間

<補助額>
 1年目 上限300万円(月額250,000円)
 2年目 上限225万円(月額187,500円)
 3年目 上限150万円(月額125,000円)

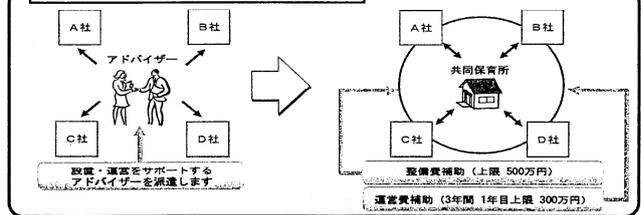
小規模の場合

<対象> 定員4人以下の企業内保育所を新たに開設した場合

<補助期間> 開設した日の翌月から3年間

<補助額>
 月額 0歳児 上限18,500円/人
 1~2歳児 上限9,200円/人

企業内保育所(共同設置)イメージ ※定員5人以上



補助金等に関する資料

平成24年度の補助金等に関する詳細資料は下記URLに掲載しています。

URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kosodate-hoiku-kigyounai.html>

※ 埼玉県ホームページのトップ画面上段のキーワード検索に「企業内保育所」と入力しても検索可能。

埼玉県のマスコットクマ

問い合わせ先: 埼玉県産業労働部 ウーマン/ミクス課 企業内保育所担当 TEL 048-830-3963

彩の国 埼玉県

終了時刻では、民間企業でフルタイムで働いている人の利用が困難な場合が少なくないものと思われます。

保育所や学童保育の開所時間については、一定の縛りがあるからこそ、親も残業を切り上げて退社できるという側面があり、長ければよいというものではありません。しかしながら、子どもが帰宅後、

食事時間、睡眠時間などを十分に確保できることを基本としつつ、適切な制度設計により、親の突発的な事情・特別な事例にも対応可能な柔軟な制度としていくことが重要です。

育児・介護休業法による短時間勤務制度の対象者は、3歳未満に子を持つ労働者となっています。小学校入学まで、低学年まで、卒業まで、と対象者を拡大している企業もありますが、長期にわたって短時間勤務を選択すればキャリア形成に影響が出るなどの課題もあり、男女がともに仕事と家庭を両立させるための制度の充実が求められています。

公立保育所や学童保育においても、民間企業でフルタイムで働く人のニーズに合った運営が図られるようにしていくことが必要です。

（病児・病後児保育の充実）

病児・病後児保育とは、児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペースにおいて、保育および看護ケアを行うという保育サービスです。病児・病後児保育の充実は、保育所の拡充とともに働く女性のニーズが高く、早急に解決すべき課題

となっています。2010年度の病児・病後児保育の実施は、全国で1,319カ所となっていますが、東京都では、保育サービス利用児童数212,641人に対して、病児・病後児保育は117カ所、定員529名に止まり、圧倒的に不足しているのが実態です。病児・病後児保育が不足する理由は、実施施設の多くが赤字経営を強いられ

ていることや、利用者数が季節や感染症の流行などにより変動が大きく、翌日予約や当日キャンセルが多いために経営が不安定であることなどがあげられます。病児・病後児保育の普及・拡大のためには行政の支援が欠かせません。

図表19 保育所の開所時間の分布（2011年）

項目	（%）		
	私営	公営	
開所時刻	7:30より前	77.9	31.3
	7:30～7:59	20.9	62.3
	8:00以降	1.2	6.4
閉所時刻	17:30以前	0.6	5.4
	17:31～18:00	5.4	21.8
	18:01～18:30	7.8	19.3
	18:31～19:00	59.5	41.7
	19:01以降	26.7	11.8
	開所時間	10時間以下	1.2
	10時間超11時間以下	9.6	36.8
	11時間超（延長保育の実施）	89.2	54.6
	うち12時間超	18.6	2.0

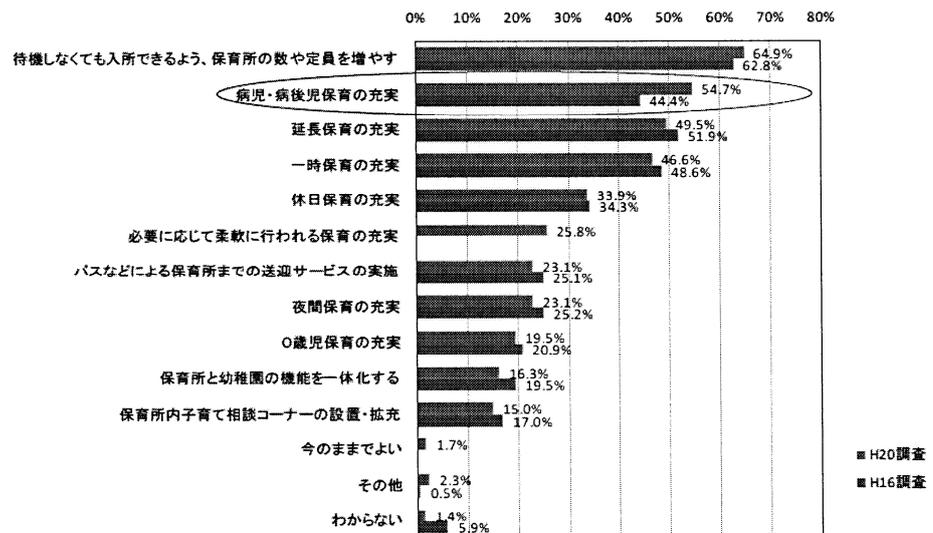
資料出所：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

図表20 学童保育終了時刻（2007年・平日）

（%）	
終了時刻	分布
17時より前	0.4
17時	7.3
17:01～17:29	0.0
17:30～17:59	9.4
18時	48.5
18:01～18:29	0.8
18:30～18:59	19.6
19:00～	14.0

資料出所：全国学童保育連絡協議会

図表21 子育て女性が保育サービスの充実に望むこと



資料出所：内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」2008年